

声 明 文

東京高等裁判所は、3月4日、世界平和統一家庭連合(家庭連合)に対し、解散命令の決定を行い、家庭連合に対する清算手続きが始まりました。同日、家庭連合の信者は教会建物に入ることができなくなり、祈祷や礼拝などの宗教行為ができなくなっております。

この裁判は、過去の家庭連合に対する民事事件のみを根拠にしており、直近の家庭連合については、「不法行為に該当する献金の勧誘を継続して行っていたものと認めるのが相当」などと決めつけ、証拠に基づかない理由で、解散を命じたものです。

今回の解散命令の理由は、他の宗教法人に当てはめることが可能であり、文部科学省が特定の宗教法人を対象に、解散命令させることができることとなります。

これは、憲法20条の信教の自由を著しく侵害するものであり、憲法31条の罪刑法定主義に反する、国家による憲法違反です。

当会は、このような宗教弾圧に断固として反対します。
家庭連合の特別抗告に対して、最高裁判所が正しい判断を行うことを願います。

令和8年3月5日

信教の自由と人権を守る千葉県民の会

代表 小笠原裕